

令和 2 年度における 行財政改革の取組状況



【構成】

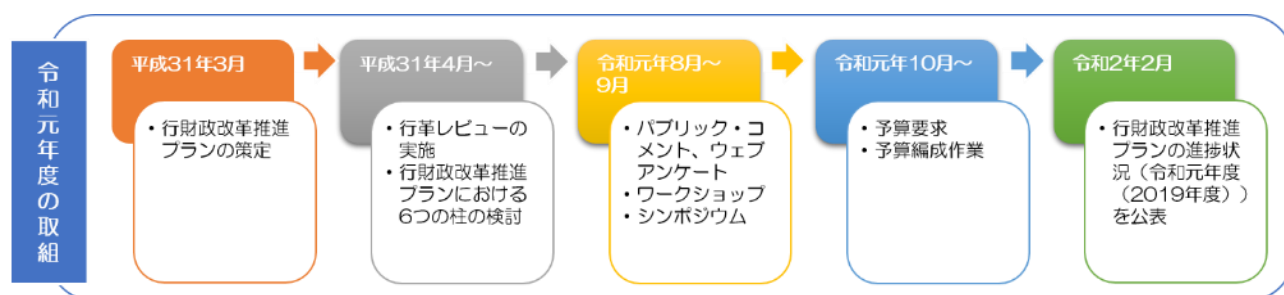
1. 令和 2 年度（2020 年度）における取り組み
2. 行財政改革推進プランの 6 つの柱の取組状況
3. 新型コロナウイルス感染症対策と行財政改革
4. （参考）これまでの取り組み
5. 本資料に関する意見の提出について

令和 2 年 1 0 月
船橋市 企画財政部 行政経営課

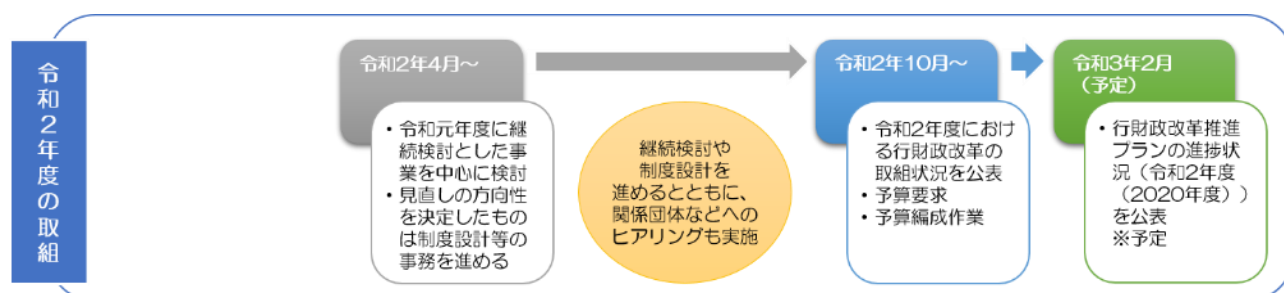
1. 令和2年度（2020年度）における取り組み

行財政改革の集中取組期間の2年目に当たる令和2年度（2020年度）は、令和2年2月に公表した令和元年度の進捗状況において、継続検討とした事業を中心に検討を進めています。なお、令和元年度に見直しの方向性を決定したものについては、制度設計等の事務を進めています。

（集中取組期間の1年目）



（集中取組期間の2年目）



行財政改革推進プランにおける6つの柱の取組状況

行財政改革推進プランにおける6つの柱の取組状況については、昨年度と同様に令和3年2月頃に公表する予定ですが、現時点の検討・取組状況（一定の方向性を決定したものを含む。）をまとめました。

2-①. 業務改善による事務執行の効率化

令和2年度については、「業務改善に係る取組方針」をまとめます。

今後見込まれる新たな行政需要に対応しつつ、下記の取組により現行の常勤職員数を抑制し、市民サービスをはじめとする市役所業務の向上と、あわせて行政コストの削減を図ります。

業務改善に係る取組方針（概要）

1. 業務の効率化

① 全庁共通業務の効率化

- ・文書管理における電子決裁の導入や、照会回答等の処理方法の見直しにより、全庁に共通する業務の処理時間を削減
- ・削減された業務時間を各所属の本来業務や新たな行政課題への対応に充当

② ICTの活用による定型業務の効率化

- ・データ入力、帳票印刷、集計業務等におけるRPA(※1)のさらなる活用

2. 組織・職員体制の見直し

組織・職員体制の見直し

【見直しの視点】

- ・定型業務の効率化による人員削減、会計年度任用職員の更なる活用
- ・類似業務の集約化、統合
- ・細分化している組織・業務の見直し
- ・市民サービス向上の観点からの業務実施体制の見直し
- ・職種ごとに固定化された業務ポストの見直し

3. 市民サービスの向上

① “来なくて済む市役所”に向けた取組

- ・オンライン申請の対象を拡大するため、押印の廃止を推進

② “ワンストップ市役所”に向けた取組

- ・出張所におけるテレビ電話の活用等、ワンストップ化を推進

4. 業務システムの最適化

① クラウドサービス(※2)への移行

- ・自治体システムの標準化に適切に対応するため、住民記録システム等をクラウドサービスへ移行

② 業務システムの集約化

- ・業務システムの集約化による調達コストの削減可能性を検討

※1 コンピューター上の作業をソフトウェアロボットに行わせて自動化するツール。

※2 ネットワーク経由でアプリケーションやデータベースを提供するサービス。

2-②. 民間活力の活用

令和2年度については、指定管理者制度導入の可否の検討を継続していた10施設について、導入検討の方向性をまとめました。

また、ごみ収集業務、窓口業務の委託化について、検討を継続しています。

(1) 指定管理者制度導入の推進

① 指定管理者制度の導入検討を継続する施設（6施設）

以下の6施設については、指定管理者制度の導入に向けて、サウンディング型市場調査を活用し、受け手の見込みや導入効果について検討を進めていきます。

	施設名	担当課
1	市民文化ホール	市民文化ホール
2	市民文化創造館（きららホール）	
3	馬込霊園・習志野霊園（各霊堂を含む）	環境保全課
4	子育て支援センター	地域子育て支援課
5	児童ホーム	
6	公民館	社会教育課

② 直営を維持する施設（4施設）

以下の4施設については、引き続き直営を維持することとします。

	施設名	担当課
1	行田運動広場・高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）	生涯スポーツ課
2	身体障害者福祉作業所太陽	障害福祉課
3	身体障害者福祉センター	
4	簡易マザーズホーム	療育支援課

【参考】令和元年度に方針を決定した施設の状況（４施設）

以下の４施設については、令和元年度に決定した方針に基づき、指定管理者制度等の民間活力の活用に向けて、具体的な準備を進めています。

	施設名	担当課	方針
1	運動公園・ 法典公園（グラスポ）	公園緑地課、 生涯スポーツ課	指定管理者制度導入（令和３年１月～）
2	一宮少年自然の家	青少年課	指定管理者制度導入（令和３年４月～）
3	市営住宅	住宅政策課	指定管理者制度導入（令和３年４月～）
4	青少年キャンプ場	青少年課	サウンディング型市場調査の結果を参考に、具体的な事業設計（有料化の検討やキャンプサイト数など）を検討していく。

（２）委託の推進

委託の推進については、引き続き検討していきます。

	事業名	担当課
1	家庭系可燃ごみ収集運搬委託の推進	資源循環課、クリーン推進課、清掃センター
2	窓口業務委託の推進	職員課、総務課、各課

2-③. 事業の見直し

令和2年度については、引き続き検討を行っている41事業について、①見直しの方向性を決定している事業、②継続検討中の事業、③現状維持の事業、④イベント事業の4つに分類し、その考え方をまとめました。

① 見直しの方向性を決定している事業（23事業）

	事業名	担当課	見直しの方向性
1	町会自治会館設置費補助金	自治振興課	<u>補助基準等の見直し</u> ①新築等、購入 - 補助額：工事、購入費用の 8/10 → 基準面積×基準単価×2/3（実際に工事に要する費用と補助額の低い方を補助） ※基準面積＝世帯規模に応じた面積 ※基準単価＝構造別の単価 - 限度額：2,000万円 → なし - 制限年数：20年 → 木造22年、鉄骨27年、鉄筋47年 ②増築 - 補助額：工事費用の 8/10 → 基準面積×基準単価×2/3（実際に工事に要する費用と補助額の低い方を補助） ※基準面積＝「実増築面積」と「基準面積－現在の面積」の狭い方 - 限度額：2,000万円 → なし - 制限年数：5年 → 1会館1回まで ③修繕 - 補助額：工事費用の 8/10 → （工事費－30万円）×2/3 - 限度額：300万円 → 200万円 - 制限年数：5年 → なし - 要件：破損・バリアフリー化等の修繕 → 外構を除く建物本体に係る修繕 - 備品：全て対象外 → 空調機設置のみ対象

	事業名	担当課	見直しの方向性
2	町会自治会館維持管理費補助金	自治振興課	<u>廃止</u>
3	防犯灯維持管理費補助金	自治振興課	<u>補助基準の見直し、維持管理手数料の廃止</u> - 対象契約容量上限：100W → 40W - 維持管理手数料：660 円×灯数 → 廃止
4	敬老行事事業	高齢者福祉課	<u>交付基準内容の見直し</u> - 対象者：77 歳（1 万円）、88 歳（2 万円）、99 歳（3 万円）、100 歳以上（5 万円） → 88 歳（2 万円）、100 歳（3 万円） - 交付方法：記念品購入券 → 現金
5	敬老行事交付金	高齢者福祉課	<u>交付基準内容の見直し</u> - 対象者：75 歳 → 80 歳 - 高齢者施設に対する交付を廃止
6	ひとり暮らし高齢者入浴料扶助費	高齢者福祉課 （衛生指導課）	<u>廃止</u> 一般公衆浴場への補助拡充内容を検討
7	ひとり暮らし高齢者等地域交流促進事業費	高齢者福祉課	<u>廃止</u> - デイ銭湯借上料助成事業、移動ミニデイ補助事業、地域交流促進事業の廃止 - ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室を高齢者いきいき健康教室に一本化
8	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業費	高齢者福祉課	<u>事業内容の見直し</u> - 活動団体の地域偏在等の課題を踏まえつつ、事業全体として見直しを行う - 地域交流会補助事業については、社会情勢や事業の持続可能性を考慮し、廃止を含め抜本的に事業のあり方について検討する
9	老人クラブ等自動車支援事業費（バス事業）	高齢者福祉課	<u>統合</u> - 事業を統合し、利用団体がバスを借上げた場合に、その借上料の一部を補助する方法（借上料補助）により実施 - 事業目的、対象者、利用者負担などの詳細な事業内容については継続検討
10	社会福祉協議会活動促進事業補助金（バス事業）	地域福祉課	
11	生涯学習振興諸経費（バス事業）	社会教育課	

	事業名	担当課	見直しの方向性
12	心身障害者援護施設整備事業資金償還元金補助金	障害福祉課	<u>新規適用停止</u> ・現時点で補助をしている又は補助を前提に具体的な協議が進んでいる施設に限り、補助を継続 ・今後の必要整備数を考慮した新たな補助制度については、継続検討
13	心身障害者援護施設整備事業資金利子補給金	障害福祉課	<u>新規適用停止</u> ・現時点で補助をしている又は補助を前提に具体的な協議が進んでいる施設に限り、補助を継続
14	小中学校児童入学援助金	児童家庭課	<u>国の制度拡充にあわせて廃止</u>
15	母子家庭等医療扶助費	児童家庭課	<u>県基準に統一</u> ・県の制度改正にあわせて所得制限等を県基準に統一
16	母子家庭等高等学校等修学援助金	児童家庭課	<u>補助基準内容の見直し</u> ・国の制度拡充にあわせて非課税世帯への支給を廃止 ・課税世帯（市民税所得割額 16,000 円以下）への支給については、継続検討
17	母子家庭等児童入学等祝金	児童家庭課	<u>廃止</u> ・小中学校児童入学援助金の廃止とあわせて、廃止
18	一時預かり事業	保育認定課	<u>補助基準の見直し</u> ・固定額で補助している基本分について、実際の人件費を上限とする ・利用者数の少ない施設（利用見込み 900 人未満）については、事業者が職員 2 人配置又は職員 1 人配置を選択する ※職員 1 人配置の場合は、国の補助水準とする

	事業名	担当課	見直しの方向性
19	保育所運営費補助金（延長保育事業に要する費用）	保育認定課	<u>補助基準の見直し</u> 延長保育事業に要する費用の基本分について、公定価格の算定に当たり配置基準等から求められる職員や他の補助金によって求められる加配職員とは別に、常勤職員又は非常勤職員 1 名を加配することを補助要件とする
20	認定こども園運営費補助金（延長保育事業に要する費用）	保育認定課	
21	病児・病後児保育事業	保育認定課	<u>委託契約内容の見直し</u> 利用人数が少ない施設について、委託契約内容の見直しを検討
22	津別町青少年交流費	青少年課	<u>交流内容の見直し</u> - 日程の変更：4泊5日 → 3泊4日 （船橋市から津別町へ訪問時） - 参加者の変更：60人 → 40人 （津別町から船橋市に受入時）
23	学校安全費（日本スポーツ振興センター共済掛金）	保健体育課 （市立船橋高等学校、公立保育園管理課）	<u>保護者から一部徴収</u> - 市立の小学校、中学校及び特別支援学校において、法令に基づき、共済掛金の一部を保護者から徴収 - 同様に、市立船橋高等学校、公立保育園においても、共済掛金の一部を保護者から徴収 <u>【保護者負担の額】</u> - 市立小・中学校、特別支援学校の小・中学部：共済掛金の 5/10（460 円） - 市立特別支援学校の高等部：共済掛金の 6/10（1,290 円） - 市立船橋高等学校：共済掛金の 9/10（1,935 円） - 公立保育園：共済掛金の 7/10 程度（240 円）

② 継続検討中の事業（3 事業）

	事業名	担当課
1	心身障害者援護施設運営費補助金 （通所サービス等利用促進事業補助金）	障害福祉課
2	保育所建物賃借料補助金	子ども政策課
3	有価物・資源ごみ回収費	クリーン推進課

③ 現状維持の事業（1 事業）

	事業名	担当課
1	町の美化推進費（動物死体運搬焼却業務）	環境保全課

④ イベント事業（14 事業）

イベント事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を考慮し、これからの実施方法や経費削減等について、検討していきます。

	事業名	担当課
1	環境学習・啓発推進費（夏休みセミのぬけがら調査）	環境政策課
2	船橋三番瀬クリーンアップ交付金	
3	地球温暖化対策費（緑のカーテン普及事業）	
4	環境フェア交付金	
5	市民まつり負担金	商工振興課
6	花火大会負担金	
7	観光振興諸経費（鉄道・銭湯スタンプラリー）	
8	産品ブランド推進事業費	
9	朝市開催事業費	
10	個店の魅力向上事業費	
11	生活展負担金	消費生活センター
12	都市緑化推進協力事業費	公園緑地課
13	ふなばし音楽フェスティバル（FMF）	文化課
14	少年少女交歓大会交付金	青少年課

2－④. 普通建設事業の精査・見直しと公共施設マネジメント

① 普通建設事業の優先順位付け

令和元年度は、設計・工事着手等を原則として凍結した事業のうち、3事業を「優先事業等」として決定しました。

令和2年度は、「着手時期等の検討を引き続き必要とする事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響や将来財政推計等を踏まえ、優先順位付けの検討を進めていきます。

② 普通建設事業の適切な進行管理の徹底とコスト縮減

近年の公共建築事業では、設計の過程で必要な機能の精査が十分されず、実際の工事完了までに当初の予定よりも事業コストが膨らんでしまう傾向が見られました。

こういった状況を踏まえ、施設の整備・改修に当たり、建築コストの平準化・縮減を図るため、施設・設備の内容や水準等の課題を整理し、事業の進行管理を適切に行っていきます。

③ 公共施設マネジメントの推進

公共施設を設置目的などにより、例えば学校や公民館などに類型化し、その類型ごとに、保全や長寿命化により施設の適切な維持管理を行っていくものと、将来的な人口構造の変化に伴い、施設の規模や施設数に余剰が生じるなどの課題が見込まれる施設に区分します。

その上で、課題を抱える施設類型にあっては、集約化、複合化、統廃合などの施設の最適化の方針を示します。

また、公共施設等総合管理計画の更新を行い、施設の配置と総量の適正化、施設運営の効率化を推進していきます。

2－⑤. 使用料等（受益者負担）の見直し

昨年度継続検討としていた「保育料の見直し」及び「ごみ処理の有料化」については、引き続き検討していきます。

【参考】令和元年度に方針を決定した事業の状況

以下の4事業については、令和元年度に決定した方向性に基づき、受益者負担の見直しを進めています。

	事業名	担当課	見直し内容
1	公共施設の使用料 見直し	財政課	市が定めている「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」の改定を行い、施設の使用料を改定しました。
2	公共施設の駐車場 有料化	財産管理課	「船橋市公共施設附帯駐車場の有料化について」を策定し、船橋市運動公園及び法典公園の駐車場を有料化します。
3	国民健康保険料の 見直し	国保年金課	県への納付金や、被保険者数の見込みをもとに保険料収入の試算を行い、保険料を改定しました。
4	下水道使用料の見 直し	下水道総務課	汚水私費の原則に基づき、基本使用料及び一部使用料単価を改定しました。

2－⑥. 安定的な財政運営のための歳入確保

① 市税徴収率の向上

令和元年度は、LINE-Pay の導入により納付しやすい環境づくりに努めたほか、債権管理業務に関して徴税吏員としての権限を有する国税徴収経験者を配置することで、市税徴収体制の強化や職員のスキルアップを図る取組を行いました。

令和2年度についても、4月にペイジー収納、キャッシュカードを使って口座振替の申込みができるペイジー口座振替受付サービスを開始したほか、10月にインターネットから口座振替の申込みができるWeb口座振替受付サービスを開始しており、引き続き市税を納付しやすい環境づくりに努めていきます。

なお、市税徴収について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市税を期限内納付することが困難な方等に対しては、市税の徴収の猶予を実施しています。

【市税徴収率の向上に向けた主な取組】

	取組内容	実施時期
1	LINE-Pay の導入	平成 31 年 4 月
2	徴税吏員の権限を有する国税徴収経験者の採用	令和元年 8 月
3	ペイジー収納	令和 2 年 4 月
4	ペイジー口座振替受付サービス	令和 2 年 4 月
5	Web口座振替受付サービス	令和 2 年 10 月

② 未利用地の売却等

利用見込みがない市有地の売却・貸付等を進めていきます。

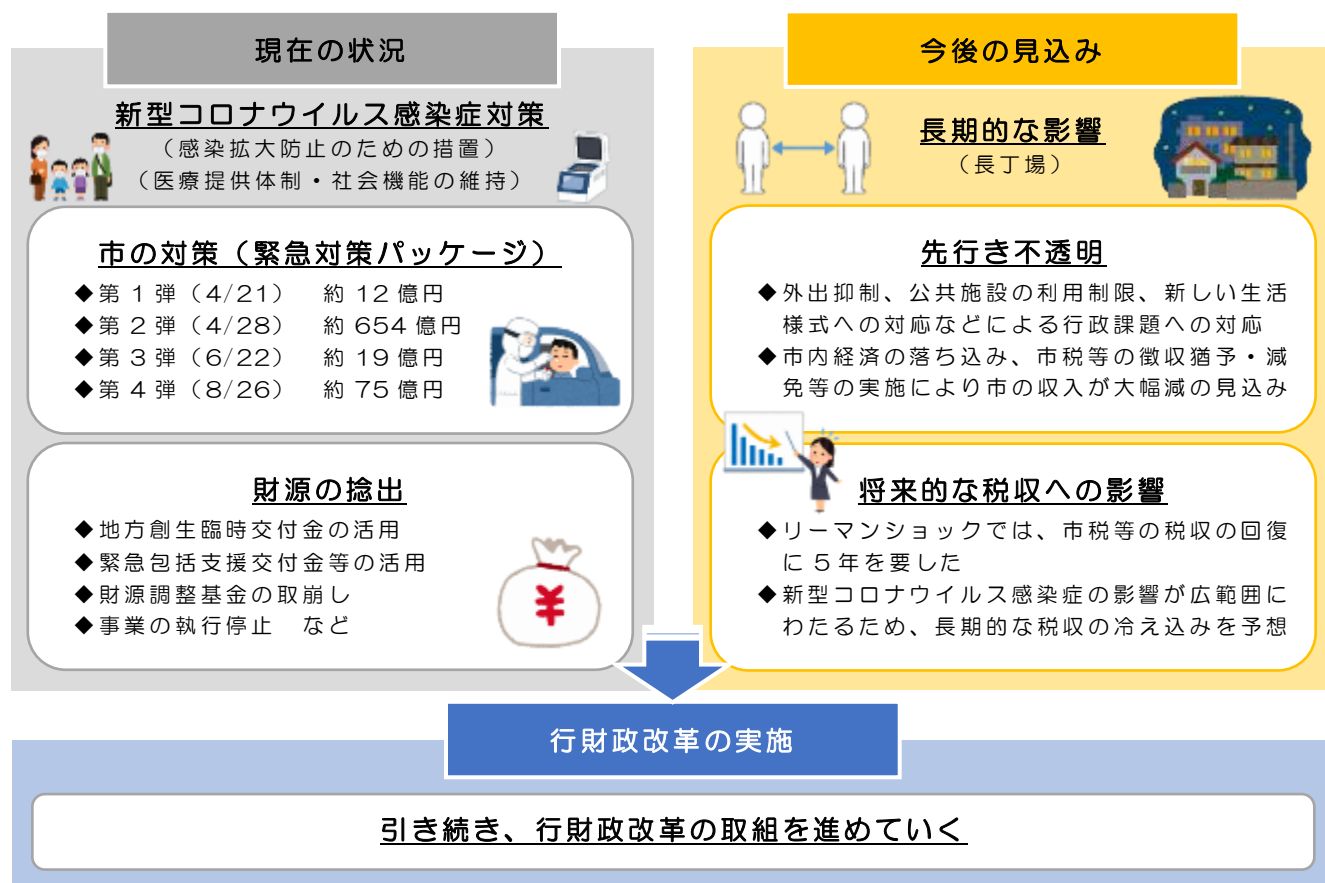
3. 新型コロナウイルス感染症対策と行財政改革

新型コロナウイルス感染症対策の先行きが不透明な中、今後についても、継続して感染拡大防止のための措置を実施しつつ、医療提供体制や社会機能を維持するための取組を行っていく必要があります。

現時点においては、国の地方創生臨時交付金等の活用、市の貯金（財源調整基金）の取崩し、既存事業の執行停止などにより、新型コロナウイルス感染症対策に必要な財源を捻出しているところですが、市内経済の落ち込みや市税等の徴収猶予・減免などの実施により、市の収入（税収）が当初の見込みを大きく下回ることが予想されています。

また、平成20年に起きたリーマンショックでは、その後の税収の回復に5年を要しましたが、新型コロナウイルス感染症については、その影響が広範囲にわたっていることから、長期的な税収の冷え込みも予想されています。

このような状況下においては、必要とされる市民サービスの維持・向上のために、引き続き、行財政改革の取組を進めていく必要があります。



4.（参考）これまでの取り組み

行財政改革推進プランの概要

平成31年3月に「行財政改革推進プラン」を策定し、令和元年度・2年度を集中取組期間として、行財政改革に取り組んでいます。

趣 旨

今後、多様化する市民ニーズに加え、高齢化のさらなる進行、人口減少等の社会情勢の変化が見込まれます。このような中で持続可能な行財政運営を行っていくため、これまでの本市の運営体制を抜本的に見直すとともに、選択と集中による事業の精査・見直しや積極的な歳入の確保等、具体的な取組内容を「行財政改革推進プラン」の取組項目として整理し、行財政改革の推進を図ります。

集中取組期間

令和元年度・令和2年度
(2019年度・2020年度)

目 標

行政運営の効率化

財政の健全化

必要とされる市民サービスの維持・向上

取組項目（6つの柱）

- ①業務改善による事務執行の効率化
- ②民間活力の活用
- ③事業の見直し
- ④普通建設事業の精査・見直しと公共施設マネジメント
- ⑤使用料等（受益者負担）の見直し
- ⑥安定的な財政運営のための歳入確保

➤ 行革レビューの実施

市民生活に直接影響を及ぼすと考えられる内容を中心に、事業の点検・評価、市民意見の聴取等を経て、次年度以降の予算に反映させる仕組みとして、行革レビューを実施しています。（令和元年度～令和2年度）

行革レビューのポイント

①既存事業の点検・評価

担当部局において、レビュー調書を作成し、既存事業の自己点検・評価を実施

②早い段階で検討に着手

年度当初から見直しに向けた検討に着手し、予算要求までに方針を決定

③市民関与の仕組み

市民生活に直接影響を及ぼすと考えられる内容について、市民の意見を聴取

令和元年度（2019年度）における取り組み

行財政改革の集中取組期間の1年目にあたる令和元年度（2019年度）は、市民ワークショップや行革シンポジウムを開催したほか、パブリック・コメントやウェブアンケートを実施しながら、行財政改革に取り組みました。

市民ワークショップ

①大学生向け

- ・ 8月21日
- ・ 中央公民館
- ・ 参加者 17人

②市民向け

- ・ 9月7日
- ・ 職員研修所
- ・ 参加者 21人

行革シンポジウム

- ・ 8月31日
- ・ 市民文化ホール
- ・ 来場者約 400人



パブリック・コメント、ウェブアンケート

①パブリック・コメント 意見総数 145件

- ・ 民間活力の活用に関する意見数 96件
- ・ 事業の見直しに関する意見数 44件
- ・ 使用料等の見直しに関する意見数 12件
- ・ その他の意見数 23件

②ウェブアンケート 回答総数 451件

- ・ 民間活力の活用に関する意見数 197件
- ・ 事業の見直しに関する意見数 116件
- ・ 使用料等の見直しに関する意見数 138件

※1件の意見の中で複数分野にわたる意見があるため、意見総数と一致していない。

➤ 令和元年度（2019年度）の進捗状況

令和2年2月には、令和元年度に実施した「行革レビュー」の方針及び「その他の行財政改革推進プランの取組項目」の進捗状況を公表しました。

行革レビューの主な取組項目

（効果見込額計）

民間活力の活用

- ◆ 指定管理者制度等の導入施設
- ・ 運動公園、法典公園、市営住宅 など

約 5,800 万円

事業の見直し

- ◆ 令和2年度見直し事業
- ・ 白内障助成扶助費、雇用促進奨励金 など

約 4,800 万円

使用料等（受益者負担）の見直し

- ◆ 公共施設の使用料見直し・駐車場有料化
- ◆ 国民健康保険料・下水道使用料の見直し

約 10 億
500 万円

その他の主な取組項目

業務改善による事務執行の効率化

- ◆ 財務・税務・旅費事務の見直し
- ◆ 共用車メンテナンスリースの導入 など

普通建設事業の精査・見直し等

- ◆ 優先事業等
- ・ JR南船橋駅南口市有地活用事業 など

安定的な財政運営のための歳入確保

- ◆ 市税徴収率の向上 ◆ 広告・財産貸付収入
- ◆ 電力・消化ガス売却収入

約 6 億
2,700 万円

※令和2年2月公表「行財政改革推進プランの進捗状況（令和元年度（2019年度））」より

5. 本資料に関する意見の提出について

「令和 2 年度における行財政改革の取組状況」をご覧になった皆様方から、以下のとおりご意見を承ります。

1. 提出期限

令和 2 年 1 1 月 1 9 日（木曜日）まで

2. 提出方法

書式は自由ですが、氏名及び住所（団体の場合は、名称及び代表者氏名）を明記してください。

- ① 市ホームページ：以下の URL の意見提出フォームから意見の提出が可能。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/enquete/torikumizyoukyou.html>

- ② 電子メール：gyoseikeiei@city.funabashi.lg.jp

- ③ 郵 送：〒273-8501 船橋市行政経営課 ※住所不要

- ④ F A X：047-436-2156

- ⑤ 持 参：船橋市役所本庁舎 行政経営課（9 階）

※月～金曜日（祝休日除く）の午前 9 時から午後 5 時まで

3. 提出していただいた意見の取扱いについて

お寄せいただいたご意見は、公表させていただきます。

なお、記入していただく個人情報（氏名、住所など）は、ご意見を確認する目的のみに利用させていただくものです。公表の際には、ご意見以外の個人情報は公表しません。

【本資料に関するお問い合わせ先】

企画財政部 行政経営課 行財政改革推進係

電話：047-436-2462

FAX：047-436-2156

メール：gyoseikeiei@city.funabashi.lg.jp

※月～金曜日（祝休日除く）の午前 9 時から
午後 5 時まで